

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人

郡山清和救護園

目 次

令和6年度 法人事業計画	1
1、 基本理念	1
2、 基本方針	1
3、 事業の推進	2
4、 私たち法人職員の目指すところ 職員倫理綱領 職員の誓い 「お客様の笑顔は私たちの願い」(10 カ条)	4 4 5 6
令和6年度 郡山せいわ園 事業計画	8
I、 実践目標	8
II、 重点事項	8
1 権利擁護について	8
2 カイゼン活動について	9
3 新型コロナウイルス等感染症への対応	9
4 多目的ホールの活用について	9
III、 事業内容	9
1 生活自立支援について	9
2 健康にすごすために	10
3 おいしく楽しく食事をするために	10
4 安心してご生活いただくために	10
5 利用者の皆さん・地域社会から 信頼される施設をめざして	10
6 生活困窮者等の支援推進と社会貢献	11
7 将来を担う職員の育成について	11
8 予算経理について	12
IV、 業務実施計画	12
1 日課表	12
2 週間日課表	12
3 グループ活動	13
4 ほっとサロン（生活総合相談）	13
5 理学療法士等によるリハビリについて	13
6 クラブ活動	14
7 せいわ町内会（利用者自治会）	15
8 地域との交流	15
*年間主要行事	16
*令和6年度 郡山せいわ園サービス提供システム	

令和6年度 保護施設通所事業 事業計画	1 7
令和6年度 保護施設一時入所事業 事業計画	1 9
令和6年度 グループホーム「みんなのいえ」 事業計画	2 1
令和6年度 希望ヶ丘ホーム 事業計画	2 3
I、 実践目標	2 3
II、 重点事項	2 3
1 権利擁護について	2 3
2 カイゼン活動について	2 3
3 新型コロナウイルス等感染症への対応について	2 4
III、 事業内容	2 4
1 毎日を心豊かに自分らしくすごすために	2 4
2 健康にすごすために	2 4
3 おいしく、楽しく食事をするために	2 5
4 家族および地域社会との交流のために	2 5
5 安心してご生活いただくために	2 5
6 利用者の皆さん・地域社会から 信頼される施設を目指して	2 6
7 生活困窮者等の支援推進と社会貢献	2 6
8 将来を担う職員の育成について	2 6
9 予算経理について	2 7
IV、 業務実施計画	2 8
1 日課表	2 8
2 週間日課表	2 9
3 生活・余暇等の支援	3 0
4 クラブ活動	3 0
*年間行事予定表	3 1
*令和6年度 希望ヶ丘ホームサービス提供システム	
令和6年度 希望ヶ丘訪問介護事業所 事業計画	3 2
令和6年度 きらきらげんき保育園 事業計画	3 5
I、 実践目標	3 5
II、 重点事項	3 5
III、 業務実施計画	3 8
1 保育園の一日の流れ	3 8
2 年間行事予定表	3 9
3 各種会議	3 9

令和6年度 法人事業計画

1 基本理念

- (1) “地域のなかで 地域とともに 自分らしくいきいきと”をモットーとして、利用者の方々一人ひとりの権利擁護に努め、福祉サービスと地域生活支援機能の更なる充実と、その人らしい豊かな生活の実現に努めます。
- (2) 社会福祉法人として、地域社会の福祉ニーズに応えうる、福祉事業の開拓に取り組みます。
- (3) お客様満足と職員の成長、法人施設の発展を願って“カイゼン活動”等を通じ、職員が職場で仕事や人生について夢と希望を語れる・もてる、法人・施設づくりを目指します。

2 基本方針

- (1) インクルージョン等の福祉サービスの基本的理念ならびに利用者の方々一人一人が持つ尊厳を尊重し、福祉サービスのより一層の充実に努めます。
- (2) 利用者の方々の権利を擁護し、虐待等の権利侵害の防止・早期発見に努め、権利侵害を発生させない組織づくりに取り組みます。
- (3) 地域生活支援への取り組み
利用者の方々の自立を支援するための機能として、地域生活支援機能（グループホームや保護施設通所事業等々）を充実させ、地域での生活を希望する方等に対して、地域生活を想定した様々な対応訓練を行い、より積極的に地域生活への移行を促進します。
- (4) 社会貢献への取り組み
社会福祉法人として、生活困窮者等の支援推進と地域貢献等福祉事業の開拓に取り組みます。地域社会の中で福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている方々や、地域のセーフティネットにたどりつけないで困っておられる援護を要する方々等を、施設機能の活用等を通して支援することにより、積極的に社会貢献に取り組みます。
- (5) 福祉サービスの質の向上と人材育成
「福祉QC」サークル活動（業務のカイゼン活動）の積極的な取り組みと「ジェントルティーチング」の実践・キャリアパス制度の運用により、質の高いサービスの提供と福祉人としての使命感や責任感を持った職員の育成に努めます。
- (6) 法人・施設の健全経営のための基盤づくり
長期的展望に立った健全経営のための基盤づくりに努めます。

3 事業の推進

(1) 第一種 社会福祉事業

- (イ) 救護施設 郡山せいわ園の経営
 - ・救護施設居宅生活訓練事業の取り組み
 - ・保護施設通所事業の取り組み
 - ・保護施設一時入所事業の取り組み
- (ロ) 養護老人ホーム 希望ヶ丘ホームの経営

(2) 第二種 社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - グループホーム「みんなのいえ」の経営
- (ロ) 老人福祉法に基づく老人居宅介護等事業の経営
 - 希望ヶ丘訪問介護事業所の経営
- (ハ) 児童福祉法に基づく小規模保育事業の経営
 - きらきらげんき保育園の経営

(3) 公益を目的とする事業

- (イ) 希望ヶ丘居宅介護支援事業所の経営
- (ロ) 特定施設入居者生活介護の経営
- (ハ) 認定生活困窮者就労訓練事業

(4) 社会貢献事業の推進

郡山せいわ園ならびに希望ヶ丘ホームにて、法人独自の「にこやかサロン」の運営を行い、地域社会の中でひきこもりや何らかの支援を必要とする方々に対し、安心して参加できる居場所づくりを目指すとともに、民生委員等の地域協力者の方々や関係機関との連携を密にし、より一層地域のニーズに応えていけるよう努めて参ります。

また、郡山せいわ園ならびに希望ヶ丘ホームにおいて生活困窮者等の支援推進と社会貢献を目的に中間的就労支援事業を、平成27年度より継続して取り組んでおりますが、新型コロナウイルス等感染症拡大の予防に努め社会情勢を鑑みながら、取り組んでまいります。

(5) 権利擁護について

利用者の方々の人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するために、法人全体で虐待防止に全力で取り組みます。

(6) 新型コロナウイルス等感染症予防対策の取り組みについて

新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）等の各種感染症の予防のため、全施設および全職員で感染症予防対策等を徹底するとともに、福祉職員としての自覚を持った行動をし、ウイルスを施設に持ち込まないよう最大限努めてまいります。

(7) 働きやすい職場づくりをめざして

令和2年度より運用を開始したキャリアパス制度を活かして、職員一人ひとりが個々の能力を発揮し希望と誇り、使命感をもって働き続ける職場を目指して、法人施設の将来を担う職員の育成に努めます。

また、職員の勤務シフト等の効率化を図り、職場環境の改善に取り組み、ワークライフバランスをふまえ、働きやすい職場づくりに努めます。

(8) 職員研修ならびにカイゼン活動等の充実

専門職としての職員の資質向上を図るため、キャリアパス制度をふまえて、新任職員研修、QC活動研修会等の法人内研修等の実施および各施設における外部研修等を活用し、人材育成に努めます。さらに、カイゼン活動で質の高い福祉サービスが提供できる法人・施設を目指します。

また、法人組織内のサービス管理室、福祉QC推進室、トータルプランチーム、リスクマネジメントチームを活性化し、職員一人ひとりの資質の向上およびサービスの質の向上を目指し、更なる法人の発展に努めます。

(9) 防災対策等の充実

令和6年能登半島地震および東日本大震災等の教訓を活かして、利用者の皆さんの安心・安全を守るために、災害時等に強い福祉施設を目指し、利用者の皆さんが災害時に避難できる場所の確保や非常食の備蓄などを含め、防災対策の充実に努めます。

また、災害発生時等の緊急事態の際に迅速な対応ができるよう、事業継続計画(BCP)の策定・見直しを進め、実効性を高めていけるよう努めます。

(10) 福祉サービス第三者評価の受審準備について

平成20年度に福祉サービス第三者評価を受審しましたが、更なる福祉サービスの質の向上を図るために、令和7年度の受審を目指して、業務マニュアル等の見直しに努め、受審の準備を進めて参ります。

(11) 法人中長期計画検討について

養護老人ホーム「希望ヶ丘ホーム」の建物老朽化に対する対応や障害者総合支援法に基づくグループホーム「みんなのいえ」の運営の見直し、令和元年10月の台風19号で被害を受けた駐車場の整備について等の法人の課題について、法人中長期計画検討会ならびに法人中長期計画検討委員会等を中心に検討を進めて参ります。

また、第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)に参画するための準備を進めて参ります。

4 私たち法人職員の目指すところ

(1) “満足”と“信頼”をいただける法人・施設を目指します。

福祉サービスを必要とする方、および地域社会の方々へ“しあわせ”・“よろこび”・“満足”そして“信頼”をいただける法人・施設を目指します。

(2) カイゼン活動で質の高い福祉サービスが提供できる法人・施設を目指します。

全職員で継続的に取り組む「福祉QC」サークル活動を通して、①サービスの「質」が第一②利用者本位のサービスの提供、これらをテーマとしたカイゼン活動を推進し、利用者の皆さんに、安心・安全・安寧を提供する法人・施設を目指します。

(3) 職員一人ひとりが輝き、働く喜びを持てる法人・施設を目指します。

“優れた人材の育成なくして福祉サービスなし”という考え方のもと、国家資格取得の奨励や各種研修等を通して職員一人ひとりの育成に努め、“ともに考え、支え合い、使命感と誇りを持って働く”法人・施設を目指します。

(4) 社会貢献ができる法人・施設を目指します。

地域社会の福祉ニーズを踏まえ、施設が持つ機能を提供するなど、地域社会に貢献できる法人・施設を目指します。

職員倫理綱領

私たち社会福祉法人郡山清和救護園職員は、利用者個人の尊厳と、基本的人権を擁護・尊重し、利用者一人一人の自己実現を可能とするために、専門職としての知識や技術を駆使すると共に惜しみない努力をもって職責を全うする事を宣言いたします

第1条（個人の尊重）

私たちは、利用者に対して、どのような理由においても差別することなく利用者一人一人をかけがえの無い存在として尊重いたします。

第2条（体罰の禁止）

私たちは、専門職として受容と傾聴の姿勢を保ち、利用者を決して拒否することなくいかなる場合であっても体罰・虐待等人権を侵害する行為はいたしません。

第3条（自己実現の尊重）

私たちは、利用者個人の自己実現へ向けて他人の利益を侵害しない程度に可能な限り最大限のサポートをいたします。

第4条（プライバシーの保護）

私たちは、利用者個人のプライバシーを保護いたします。業務上、情報提供が利用者の利益となる場合には本人と識別できる方法を避け、事前に本人の承諾を得ます。

第5条（情報提供の責務）

私たちは、利用者の利益となる情報や求められた情報について、利用者個人の伝わりやすいコミュニケーション手段によって積極的に提供いたします。

第6条（意見表明権の尊重）

私たちは、施設で提供されている各種サービス等について常に利用者からの意見・要望・苦情等を求め、より良いサービスの提供に努めます。

第7条（質の高いサービス提供の責務）

私たちは、利用者の皆さんに、安全で安心、そしてご満足いただけるよう、カイゼン活動等を行ない、更なる質の高いサービスの向上を目指します。

第8条（情報公開の責務）

私たちは、地域社会等に、より一層の施設への理解と支援をいただくため、ホームページや広報誌等で施設の活動を広く公開いたします。

第9条（不正の禁止）

私たちは、利用者に対するサービスを最優先に考え、自己の私的な利益の為に利用する事は決していません。常に適切な施設運営を心がけ、信頼される職員を目指します。

第10条（専門的サービス提供の責務）

私たちは、常に自己の専門的知識・技能水準の維持向上に励み、専門性の高いサービスの提供に努めます。

平成16年4月1日制定

職員の誓い

私たち社会福祉法人郡山清和救護園職員は、利用者個人の尊厳と、基本的人権を擁護・尊重し、利用者一人一人の自己実現を可能とするために、専門職としての知識や技術を駆使すると共に惜しみない努力をもって職責を全うする事を宣言いたします。

1. 利用者一人一人を一個人として尊重し、体罰をはじめ、プライバシーの侵害、身体的・性的・心的虐待や介護の怠慢等、利用者の人権を侵害する行為は決していません。

2. 利用者に対し常に受容と傾聴の姿勢で接し、十分な説明と同意のもと、個人のご希望に沿ったサービスの提供に努めます。
3. 専門職として、援助技術・技能水準の維持向上を目指し新しい知識の取得に努め、更に専門性を深めるための努力をいたします。

以上の宣言事項と「職員倫理綱領」を遵守することを誓います。

平成 16 年 4 月 1 日制定

「お客様の笑顔は私たちの願い」（10 カ条）

1. ホスピタリティの心を大切にしましょう

*ホスピタリティとは…「思いやり」「心からのおもてなし」という意味

*思いやりの心を持ち、お客様の期待や目的、関心を理解し尊重しましょう

*お客様本位でご満足いただけるサービスの提供を目指しましょう

2. 受容・傾聴・共感の姿勢を大切にしましょう

*落ち着いて、お客様の話をよく聞き対応するように心掛けましょう

*慌てたり、感情に任せた行動では、不適切な支援、間違った判断になってしまいます

*自分自身の感情のコントロールが難しい、また冷静な対応や判断が出来ないと

感じた時には、ひと息つき一度その場を離れる、応援の職員を呼ぶ等の対応をしましょう

3. 丁寧な言葉使いを心掛けましょう

*言葉が変われば行動が変わり、行動が変われば習慣が変わります

*丁寧な言葉使いを心掛けることが思いやりのある行動へと変わっていきます

*言葉の暴力は虐待行為です！お客様に不快感を与えるような言葉使いは厳禁です

4. 『報・連・相』をしっかりと行いましょう

*確実にスムーズに仕事を進められるよう、報告・連絡・相談をしっかりと行いましょう

*ツーウェイのコミュニケーションを取り、相手が本当に理解しているのか確かめましょう

*悪い情報程早く上司に報告し、適切な次の行動を取れるよう連携を図りましょう

*自分の意見を上手に「提案」し、活発な職場を目指しましょう

5. 服薬に気を付けましょう

*配薬業務は一步間違えれば命の危険を伴う重要な業務です

*配薬時には配薬業務に集中し必要な確認をしっかりと行いましょう

*私たちはお客様の命を預かる大切な仕事をしていることを常に意識しましょう

6. 安全な食事に心掛けましょう

- * お客様に楽しく安全に食事をしていただけるよう心掛けましょう
- * ノロウイルスや食中毒などの感染症予防に最大限に努め食事の安全を高めましょう
- * 誤配膳は誤嚥のリスクを高めお客様の安全な食事を脅かします
- * お客様に合った食事を確実にお届けできるよう最善の注意を払って配膳を行いましょう

7. 時間・期限を守りましょう

- * 出勤時間等指定された時間を守るのは最低限のルール、マナーです
- * 遅刻厳禁！時間に余裕をもって行動することを心掛けましょう
- * 時間に遅れそうだとわかった時点で必ず連絡しましょう
- * 書類提出等の仕事の納期を守りましょう！理由があつて遅れる場合には事前に相談しましょう

8. 時間内に業務を行えるよう意識しましょう

- * 仕事の進め方を見直し時間内に業務を終えられるように互いに声を掛け合いましょう
- * 時間を有効に使えるよう、仕事は優先順位を付けて業務を行いましょう
- * 「ムリ・ムダ・ムラ」の無いよう、効率的に仕事を進めましょう（カイゼン活動の推進）

9. 『後工程はお客様』を意識しましょう

- * 私の次の仕事をしてくれる職員も“お客様”です
- * 次の業務を担当する職員が困らないように配慮しながら仕事を行いましょう

10. 『今、自分が何をすべきか』を考えて行動しましょう

- * 組織の一員としての自覚と、当事者意識を持ち行動しましょう
- * しっかりと仕事に取り組めるよう、体調管理を行いましょう
- * 担当している仕事の中で何が一番優先されるのかを考えましょう
- * PDCAサイクルを効率よく回し、計画性をもって仕事に取り組みましょう
- * 困ったことがあった時には上司や職員間で連携を図り問題を解決できるよう行動しましょう

令和元年5月1日制定

令和6年度 郡山せいわ園 事業計画

当施設は、“地域のなかで、地域とともに、自分らしくいきいきと”を基本的理念として、“利用者の皆さん本位のサービスの提供”と“信頼される施設づくり”をテーマに鋭意努力してまいりました。

本年度も、次の諸事項を通して、利用者の皆さん及び地域の皆さんに“しあわせ”・“よろこび”・“満足”そして“信頼”をいただける施設を目指します。

I 実践目標

- 1 利用者の皆さんとの基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・利用者の皆さんを独立した人格として尊重し、権利の擁護に最大限努めます。
 - ・利用者の皆さんが主体的に自己実現を図れるよう支援します。
- 2 多様な障害や課題を持つ利用者の皆さんのニーズに応じたサービスを提供します。
 - ・利用者の皆さん個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョン等の理念を踏まえ、“共に生きる”ための生活環境を構築します。
- 3 地域の社会資源におけるネットワークを構築し、個別支援計画に基づき、利用者の皆さんの地域生活支援がさらに円滑に進められるよう推進します。
- 4 利用者の皆さんのが安全で安心した生活が過ごせるよう、災害・感染症予防に対応したサービスを提供します。
 - ・様々な災害に対応できるよう、職員一人ひとりが高い防災意識を持ちサービスの提供に努めます。
 - ・施設職員であるという自覚や使命感を持ち、新型コロナウィルス感染症等の感染拡大の予防に努めます。

II 重点事項

1 権利擁護について

- (1) 利用者の皆さんの人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するために、虐待防止に全力で取り組みます。
- (2) 職員間で、互いに不適切なサービスが起きないよう確認しあい、より質の高い福祉サービスを提供する職場風土を築くと共に、福祉従事者の倫理観・専門性の更なる向上に取り組み、職員が責任と誇りをもって働くことができる職場づくりに努めます。
- (3) 虐待などの権利侵害防止と早期発見を実践できるよう職員の意識向上を図るため、ジェントルティーチング※1を推進し、また、チェックシートを用いた定期的な業務態度の見直しを実施し、利用者の皆さん的人格や権利を尊重し、安心・安全・安寧に生活が送れるよう支援します。
- (4) 不適切なサービス等が発生した際に、利用者の皆さんやご家族、行政への対応、改善・是正に向けた取り組み等、迅速かつ適切に対応するための体制を構築します。

※1 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていくことで、ジェントルティーチングの4つの柱 “安心と安全”・“人間的な関わりを

持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

2 カイゼン活動について

- (1) 「利用者本位の福祉サービスの提供」の基本理念をしっかりと踏まえ、施設をあげて継続的に全員参加で、福祉QC活動を中心としたカイゼン活動に取り組みます。
- (2) カイゼン活動の実践を通して、多様化する福祉ニーズに迅速かつ効果的に対応できる人材育成に努めます。
- (3) カイゼン活動を積極的に推進し、法人内の福祉QC発表大会・福祉QC全国発表大会・日本科学技術連盟のQCサークル福島地区および全国大会等に参加し、更なる向上を目指します。

3 新型コロナウイルス等感染症への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）等の各種感染症の予防のため、郡山せいわ園感染症対応マニュアルを最大限に活用し、感染症予防の徹底を図ります。
- (2) 感染症予防の徹底を図りながら、新しい生活様式を実践し、各種クラブ活動や行事の充実を図り、利用者の皆さんにご満足いただける環境作りに努めます。
- (3) 感染症に関する情報収集を行ない、隨時郡山せいわ園感染症対応マニュアルを見直し、効率的に感染予防に努めると共に、感染症発生時における業務継続計画（BCP計画）をもとに、感染症が発生した場合であっても、サービスが安定的・継続的に提供される体制強化を図ります。

4 多目的ホールの活用について

令和4年度に竣工した多目的ホールを、日中活動時の3密回避等の感染症予防に最大限に活用し、地域交流、施設内作業、調理訓練、リハビリ等、充実した活動を実施します。

III 事業内容

1 生活自立支援について

“生活自立と生きがいの確立”を基本目標として、利用者の皆さんの意向を尊重し個別支援計画に基づき、利用者の皆さんの自己形成に必要な支援を行います。

(1) グループ別生活支援について

利用者の皆さん一人ひとりに応じた生活支援やグループ別活動（リハビリ訓練・作業訓練等）を通じて、役割や働く喜びを知り、意欲的でいきいきとした生活が送れるよう支援します。

(2) 地域生活移行について

地域社会との交流活動を通して、利用者の皆さんが社会参加への意義と喜びを見いだし、自立へのスキルアップが図れるように地域生活移行への支援を積極的に行います。ただし、利用者の皆さんの安心安全を考え、新型コロナウイルス等感染症拡大中は自粛します。

2 健康にすごすために

- (1) 利用者の皆さん一人ひとりに健康の大切さを理解していただき、心身ともに充実した日常生活が送れるように体調変化の早期発見に努めます。体調に変化があれば嘱託医や協力医療機関等の他職種との連携のもと、適切に対応します。
- (2) 定期健康検診（6月・11月）や通院管理を行ない、個人に合わせた健康管理を実施します。
- (3) 利用者の皆さん的心身の状況や加齢等による身体機能低下の回復・維持・予防のため、毎日2回（午前・午後）の歩行運動の実施や理学療法士等の指導によるリハビリを行うように努めます。
- (4) 社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職による個別面談（ほっとサロン）や、精神科嘱託医との細やかな連携により、利用者の皆さん的心のケアを行い、おだやかで安心した生活が送れるよう努めます。
- (5) 体調の急変等、緊急時に速やかに対応できるよう、日頃より救命訓練講習や緊急時対応の研修を実施し、利用者の皆さんのが健康と安全を守るように努めます。

3 おいしく楽しく食事をするために

- (1) 日々の食事を通して、季節を感じていただくとともに、衛生面に配慮し、創意工夫・改善を加えて、皆さんに笑顔で楽しくおいしい食事を召し上がっていただけるよう努めます。
- (2) 安全な食事提供のため、普通食・一口食・ソフト食・ミキサー食の4通りの食事形態と、主食では米飯・軟飯・粥ゼリー・ミキサー粥等を準備し、利用者の皆さん的心身の状況にあった食事を召し上がっていただけるようにします。
- (3) 利用者の皆さんのが食事の満足度の向上を目指し、嗜好調査を年2回実施し、結果を日頃の献立等に反映しより良い食事サービスの提供に努めます。

4 安心してご生活いただくために

- (1) 利用者の皆さん的生命や財産を守るために、非常災害に備えた定期的な各訓練（避難訓練・自衛消防操法等）を通じ、防災体制のさらなる強化を図り、あらゆる非常災害に対応できる施設を目指します。
- (2) 令和元年度の台風19号の教訓を活かし、大規模水害を想定した訓練の実施や必要物品の確認を定期的に実施し、水害に対応できる強い施設づくりに努めます。
- (3) 福島県災害派遣福祉チームの派遣員登録や福島県災害応援協力ネットワーク会議への参加、福島県総合防災訓練等へ参加し、大規模災害に対する体制や環境整備に努めます。
- (4) 災害発生時における事業継続計画(BCP計画)を運用し、正確な情報収集と的確な判断が出来る体制を構築し、それらを職員に向け周知するため研修、訓練に努めます。また各協力機関との協力体制を明確にし、速やかに連絡、連携が図れるように努めます。

5 利用者の皆さん・地域社会から信頼される施設をめざして

利用者の皆さんに・地域社会の多くの人々に信頼される施設づくりを目指します。

- (1) 福祉サービスの質の向上について

（別添、令和6年度郡山せいわ園サービス提供システム参照）

「お客様に満足を 仕事に喜びを」のテーマのもと、虐待防止委員会や改善委員会等、活発な委員会活動を通して、福祉サービスの質の向上に努めます。

(2) 地域にねざした施設づくりについて

地域老人クラブ並びに地域小学校、地域公民館、地域民生児童委員等との情報交換を行い、地域の福祉ニーズを把握し、地域貢献に努めます。但し、新型コロナウイルス等感染症の状況により、予定が変更する場合があります。

(3) 地域生活移行支援について

利用者の皆さん地域生活移行の推進を積極的に図るため、保護施設通所事業・保護施設一時入所事業の更なる充実に努めます。

6 生活困窮者等の支援推進と社会貢献

(1) にこやかサロンの運営について

法人独自の「にこやかサロン」を運営し、地域社会の中でひきこもりや何らかの支援を必要とする方々に対し、安心して参加できる居場所づくりを目指すとともに、民生委員等の地域協力者の方々や関係機関との連携を密にし、より一層地域のニーズに応えていけるよう努めて参ります。

(2) 中間的就労支援の充実について

生活困窮者に対し、施設が中間的就労等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指す中間的就労支援事業について、平成27年度より取り組んでまいりましたが、今年度も新型コロナウイルス等感染症拡大の予防に努め、社会情勢を鑑みながら、取り組んでまいります。

7 将来を担う職員の育成について

(1) キャリアパス制度※2を運用し、法人施設の将来を担う活力ある職員の育成に努めると共に職員一人ひとりが個性の特性を活かし、さらに意欲をもって邁進できる職場作りに努めます。

(2) 職員の専門性をより高めるために、国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を支援・奨励するとともに、全国救護施設研究協議大会や東北地区救護施設研究協議大会への参加、および福島県社会福祉協議会研修センター主催の各種研修会等に参加し、その研鑽に努めます。

(3) 施設内研修（研修報告会・虐待防止研修等）を開催し、情報共有と職員全体のスキルアップに努めます。

(4) 法人の「サービス管理室」「福祉QC推進室」「トータルプランチーム」「リスクマネジメントチーム」と連携を図り、職員一人ひとりの資質の向上とさらなるサービスの質の向上を目指します。

※2 キャリアパス制度とは

職員一人ひとりが当法人の職員として希望と誇り、使命感を持って働き続けることができるよう、職員の能力・資格・経験に応じた職位、階層等を定めるもの。また、キャリアパス制度を運用することにより、働きやすく働きがいのある職場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になることができる制度。

8 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

IV 業務実施計画

1 日課表

時 間	日 課
6:30	起床・身だしなみ 等
7:30	朝 食 (2部で実施)
8:30	歩行運動・検温、健康チェック・活動準備 等
9:00	ラジオ体操・清掃
9:30	グループ活動・特浴室入浴
11:30	口腔体操・フリータイム
11:45	昼食・休憩 (2部で実施)
13:00	検温、健康チェック・歩行運動・活動準備等
13:30	グループ活動・一般浴室入浴
16:30	清掃・検温、健康チェック
17:00	フリータイム・歩行運動
17:30	夕 食 (2部で実施)
19:00	フリータイム
22:00	就寝 (土曜日は 23:00)

※春時間・冬時間等で変更があります。

2 週間日課表

曜日	日 課	
	午 前	午 後
月	グループ活動・特浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴
火	グループ活動・クラブ活動・浴室清掃	グループ活動
水	全体朝礼・グループ活動・特浴室入浴・困りごと相談	グループ活動・一般浴室入浴
木	グループ活動	グループ活動・赤ちょうちん
金	グループ活動・特浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴
土	寝具交換	おやつ
日	せいわ銀行・寝具交換	夢喫茶

※春時間・冬時間等で変更があります。

※内科診察(月1回)、精神科診察(月4回)、歯科検診(6月、9月、12月、3月)

※理学療法士によるリハビリ(毎週木曜日)

※各種委員会(月1回)

※クラブ活動(月2回)

※町内会(毎月第1水曜日)

※男性理髪、女子カット(月1回)

3 グループ活動

(1) いきいき班

- ① 利用者の皆さんの生活自律(自立)を目指し、健康で安全にいきいきとした生活が送れるように支援を行ないます。
- ② 毎日を快適に過ごせるよう、個別支援計画をもとに利用者の皆さんのADLに合った介護支援(食事・入浴・排泄等)や、生活自律への支援(髭剃り、爪切り、衣類確認等)の身だしなみ支援や居室の整理整頓、円滑な対人関係構築への支援等を行ないます。
- ③ 利用者の皆さんの心身の状況に合わせた個人別リハビリを実施し、身体機能の維持や機能低下の回復・予防が図れるよう支援します。
- ④ 季節を取り入れた絵画や工作などの制作やレクリエーションを実施し、利用者の皆さん为主体的に活動に参加し、生きがいや楽しさを感じていただける活動を目指します。

(2) チャレンジ班

- ① リースボックスの組み立てやタオル、割り箸の袋詰め作業等の作業訓練や畑作業等の活動を通して基本的な生活を整え、更に自立した生活が送れるように支援し、地域移行等へのステップアップを目指します。
- ② 農の初め・農の納めのお食事会等を企画し、利用者の皆さんの慰労を行い、活動の中でいきがいや楽しみを感じて頂けるよう支援します。また、協力して作業を行なうことでより良い人間関係づくりに努め、充実した有意義な生活が送れるよう支援します。

4 ほっとサロン(生活総合相談)

- (1) “心のケア”を必要とする利用者の皆さんのが、ほっとサロン室や居室等でいつでも気軽に相談やお話ししができるように、明るく、安心してほっとできる場を整えます。
- (2) 利用者の皆さんの性格・障害・疾病・生活習慣など心身の状況を理解した上で、個別面談などを実施し、嘱託医・看護師他、専門職・職員間などで情報共有等の連携を密に図ることで、安心・安定した生活が送れるように努めます。
- (3) 利用者の皆さん一人ひとりに合わせた活動(折り紙やぬり絵、計算ドリル等)を行い、得意なことや新たに取り組みたいと思うことに挑戦し、自信をもって生活を送れるよう支援します。

5 理学療法士等によるリハビリについて

- (1) 利用者の皆さんの身体機能の回復や低下予防・残存機能の維持を目標に、理学療法士等によるリハビリを行い、健康に過ごしていただけるよう支援します。
- (2) コロナ禍による運動不足解消を目指し、ラジオ体操・歩行運動へ積極的に参加していただけるよう声掛け等を行ない、個人で取り組むことのできる運動メニューを提示し体力維持できるよう支援します。

6 クラブ活動

クラブ活動	目的	実施内容	実施日	場所
スポーツクラブ	スポーツやゲームを通して、運動を楽しみ、健康を維持する	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチ運動 ・ボッチャ、パーゴルフ、輪投げ、ターゲットゲーム等で身体を動かす ・利用者の方同士がゲームを通じて楽しんで交流し、互いを理解し合い良好な関係を築く場を準備する 	第1・3 火曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール 作業室B リハビリ室 ・別館小ホール ・ホットルーム
音楽鑑賞クラブ	音楽やリズムに合わせて身体を動かしたり、音楽鑑賞に合わせハンドベルを使用し音楽を楽しみ、日々の生活のリフレッシュをしていただく	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽やリズムに合わせてストレッチを行なう等、身体を動かすリズム体操を実施する ・ハンドベルなどの楽器の演奏に挑戦する ・希望の音楽を鑑賞する 	第2・4 火曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール 作業室A・B ・本館食堂ホール
絵画クラブ	写生やぬり絵・工作を行うことで、手先の機能維持を目指すと共に、作品作りを通して四季を感じていただく	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月のお楽しみ会に合わせた作品を作る ・季節に合せた写生・ぬり絵・工作をする ・個人やクラブ員による合同作品を制作する ・園内掲示版や食堂ホールなどへ作品を展示する ・障がい者作品展等への作品の出展を目指す 	第1・3 火曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール ホットルーム ・本館食堂ホール
園芸クラブ	四季折々の植物に触れ、創作や観賞することで、季節を感じながら心の安寧やいきがい、楽しみに繋げていく	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の花材を使用した、生け花やフラワー アレンジメントをする ・施設内に作品を展示する ・花の手入れまでクラブメンバーの皆さんで行ない、手入れの方法の習得・草花を大切にする気持ちを育む 	第2・4 火曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール 面談室 ・本館食堂ホール

手芸クラブ	個人で作品を製作することやクラブ全員で一つの作品を作り上げることでものづくりの喜びを感じていただく	<ul style="list-style-type: none"> ・個人製作とクラブ員による合同作品の製作 ・ビーズや毛糸など様々な材料を使用して各種園内行事や季節に合った作品を作る ・完成した作品は園内に掲示したり、個人で使用し楽しんでいただく 	第2・4 火曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール ホットルーム ・別館小ホール
オセロクラブ	頭脳ゲーム等を通して、思考力の活性化に繋げると共に、参加利用者相互のコミュニケーションを図る機会を作り、楽しみやいきがいに繋げていく	<ul style="list-style-type: none"> ・共通ルールのもとに、個人の対戦を楽しんでいただく ・オセロのルールの理解、知識を深めレベルアップを目指す ・6月・9月・12月・3月にリーグ戦を実施し成績の掲示、成績順に表彰を行なうことで意欲の向上、やる気や生きがいに繋げていく ・囲碁や将棋、トランプのカードゲーム等メンバーの皆さんのが希望するものにも挑戦する 	第1・3 火曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール 談話室 ・本館カルチャールーム
陶芸クラブ	陶芸作品の作製を通じ、物を一から作り上げる楽しみと喜びを感じていただく	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師の指導をいただき、粘土から陶器を作成する ・完成した作品は園内に展示して利用者の皆さん等に鑑賞していただく。(新型コロナウイルス感染症等拡大予防対応中は休止させていただきます。) 	第2・4 火曜日 (午後)	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール 作業室A・B ・別館ホットルーム

7 せいわ町内会（利用者自治会）

利用者の皆さんと職員の信頼関係を構築し、利用者の皆さんのが施設生活に反映され、利用者の皆さんのが主体的に豊かで潤いのある生活が送れるように支援します。さらに、せいわ町内会（利用者自治会）をはじめ、利用者の皆さんのが参加する各種委員会と連携を図り、施設生活の活性化を図ります。

8 地域との交流

- (1) 各種感染症の流行状況を把握し、その予防に最大限に取り組みながら、地域小学校、各種ボランティアの皆さん等との交流を図り、信頼され必要とされる施設づくりを目指します。
- (2) 広報誌やホームページ等をタイムリーに更新し、多くの方々に施設への理解・関心等を深めていただけるよう努めます。

*年間主要行事

月	令和6年度 行 事
4	お花見ドライブ旅行
5	端午の節句お楽しみ会
6	春のドライブ旅行
7	七夕お楽しみ会
8	納涼お楽しみ会(お楽しみ抽選会)
9	供養祭 敬老会 秋のドライブ旅行
10	紅葉お楽しみ会
11	秋まつりお楽しみ会 (模擬店実施)
12	クリスマス会 忘年お楽しみ会
1	新年会 新春お楽しみ会
2	節分お楽しみ会
3	ひなまつりお楽しみ会

*その他の行事として、次のものがあります。

☆誕生会（毎月1回）

☆避難訓練（毎月1回）

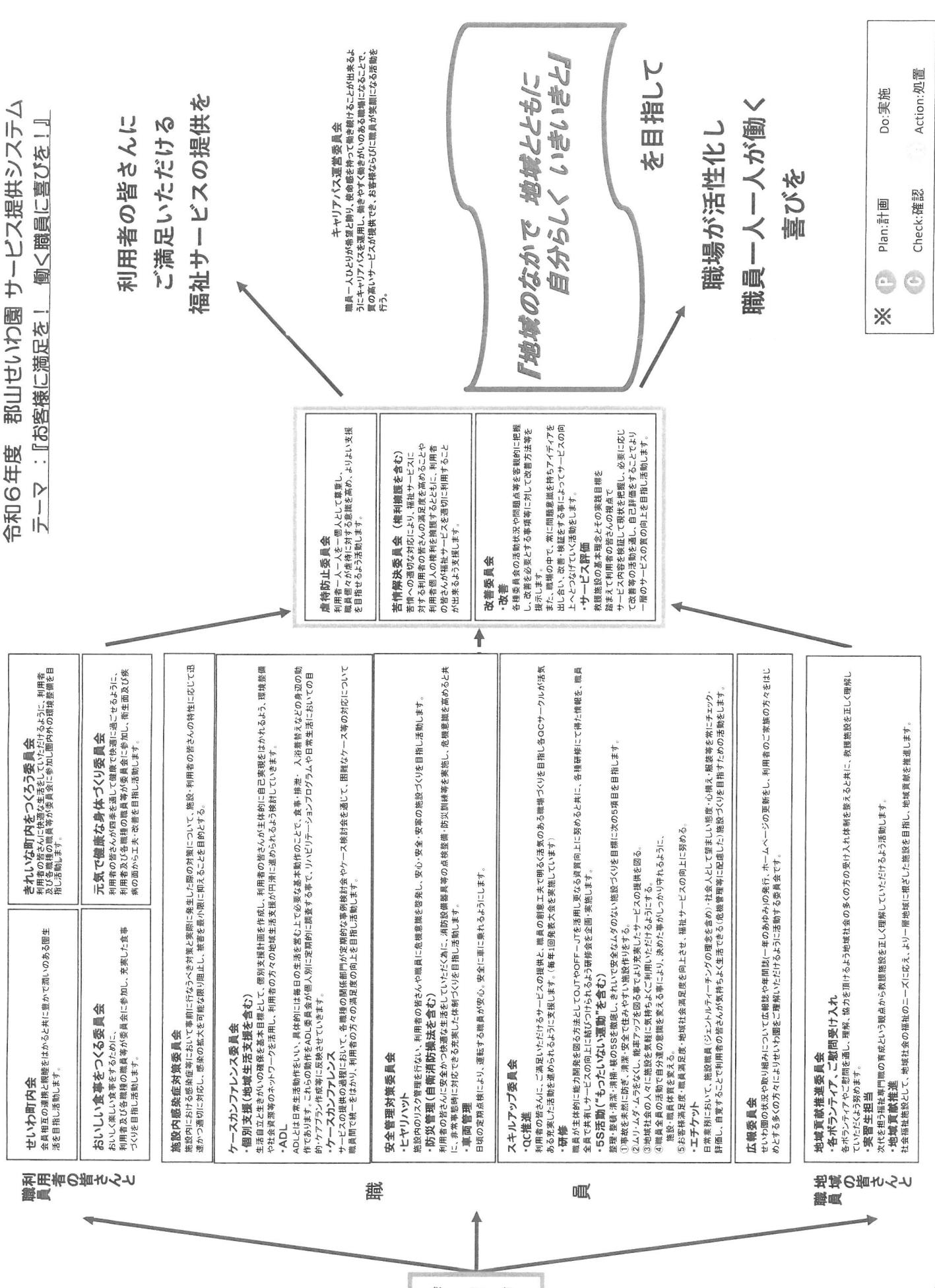
※ 以上の事業計画については、新型コロナウイルス等感染症の状況により予定が変更する場合があります。

令和6年度 郡山せいわ園 サービス提供システム テーマ：『お客様に満足を！ 動く職員に喜びを！』

きれいな町内をつくろう委員会	おいしい食事をつくる委員会	元気で健康的な身体づくり委員会	施設内感染症対策委員会	ケースカンファレンス委員会	安全管理対策委員会	スキルアップ委員会	広報委員会	地域貢献推進委員会
きれいな町内をつくろう委員会 会員用の皆さんの連絡と取扱いは、かどると共に豊かで親切のある園生 活を目指します。	おいしい食事をつくる委員会 施設内における感染症等において事前に行なうべき対策と実際には発生したことの目的とする。	元気で健康的な身体づくり委員会 利用者の皆さん方が四季を通して快適に過ごせるように、利用者及び各職員等が委員会に参加し、衛生面及び疾病の面から工夫・改善を目指します。	施設内感染症対策委員会 施設内における感染症等において事前に行なうべき対策と実際には発生したことの目的とする。	ケースカンファレンス委員会 個別支援（地域生活支援を含む）	安全管理対策委員会 ・ヒヤリハット ・防災管理	スキルアップ委員会 ・QC推進	広報委員会 せいいわ園の状況や取り組みについて広報誌「や年間」「一年のわくみ」の発行、ホームページ等に配信する委員会です。	地域貢献推進委員会 ・各ボランティア、ご懇問受け入れ ・育習生担当 ・地域貢献推進

職員の皆さんと

利用者の皆さんに
ご満足いただける
福祉サービスの提供を



利用者の皆さんに
ご満足いただける
福祉サービスの提供を

職員一人が働く
職場が活性化し
職員一人が働く
喜びを

※	P	Plan・計画	Do・実施
⑥	C	Check・確認	Action・処置

令和6年度 保護施設通所事業 事業計画

1 実践目標

保護施設退所者が地域で継続した自立生活が送れるよう、通所支援と訪問支援を行い、保護施設退所者の受け入れのための有効活用を図ることを目標とします。

2 事業内容

郡山せいわ園へ通所し、生活指導・生活訓練・作業訓練等を実施する通所支援と、職員による居宅等への訪問による相談支援や生活指導等を実施する訪問支援を一体的に行います。

期 間	利用人数
令和6年4月1日～一年間	男性3名 女性6名 計9名

(1) 通所支援について

① 生活相談支援

生活上の不安や困りごとの相談支援、各種関係手続き等。

② 作業訓練支援

リースボックス作製やタオル、割り箸の袋詰め等の軽作業、畑作業等。

③ 健康に関する支援

看護師と連携し体調の管理を行います。定期的に体力トレーニングを行い、地域生活で必要な体力の維持向上と健康な体づくりを目指します。

④ 食事サービス支援

管理栄養士と連携して調理支援を行い、調理技術の向上を図ると共に、栄養バランスの援助や食材購入・献立に対する助言を行います。

⑤ 外出支援

買い物や外出する際の公共交通機関の利用や日用品等の購入を通じて社会的なマナーや金銭の精算等、地域で生活する上で必要な能力を高める支援を行います。

⑥ 学習支援

字の読み書き、数の計算、時計の見かた、お金の清算の仕方等、地域生活や作業訓練時に必要となる能力を高めるための学習を行います。

⑦ レクリエーション活動支援

施設行事への参加やゲーム・体操等のレクリエーションを実施します。

⑧ 一時宿泊支援

対象者の方が一時的に施設での宿泊が必要になった場合に支援します。

⑨ 家族調整支援

ご家族との連絡調整を行います。

⑩ 地域交流活動

ご慰問や交流会等への参加を通して、地域との交流活動を充実させます。

(2) 訪問支援について

① 生活支援

居宅での生活状況の確認を行ない、衛生・環境面の整備、食事面についての助言、対象者の方の身だしなみや体調確認等、生活面全般についての助言・援助を行います。

② 相談支援

生活面での不安や困りごと等の相談支援を行います。

(3) 緊急時の対応について

非常時に備え避難経路を周知徹底します。また、火気の取り扱いについて注意喚起し災害防止の意識を高める支援をします。感染症等の病気や災害などの緊急時に対応できる様、備蓄品や防災用品、感染症予防品等を備え管理をしていきます。また、緊急時に迅速に対応できるよう、郡山せいわ園との連絡体制を明確にし、隨時支援に努めます。

(4) 職員の資質向上について

各種研修会などに積極的に参加し、様々な角度から論理的に分析し、的確な支援が出来るよう自己研鑽に努めます。

令和6年度 保護施設一時入所事業 事業計画

1 実践目標

居宅で生活する、精神状態が一時的に不安定な精神障害者等を受け入れて、精神状態が安定して居宅生活が再開できるまでの生活支援や精神科病院入院患者又は、退院患者がより円滑に居宅生活に復帰できるよう、施設内での生活訓練を支援することを目標とします。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、施設を短期間ご利用いただくことで、精神状態の安定を目指した支援を行い、居宅生活の継続、退院から居宅生活へのステップ、あるいは体験利用による施設生活から居宅生活へのステップへとつなぎます。

(1) 日常生活支援（食事・入浴等）

① 食事

本人の健康状態、ADL（日常生活動作）、嗜好等に考慮した食事を準備し、食事環境を整え、健康を保つことができるよう支援します。

② 入浴

本人の健康状態、ADL、入浴の意思等に考慮して、浴室等を準備し清潔を保つことができるよう支援します。

③ その他

安全な生活を確保し、本人が安心して快適な生活が送れるよう住環境等の整備に努め、円滑に居宅生活に復帰できるよう支援します。

(2) 趣味活動支援（班別活動・各種クラブ活動）・レクリエーション活動

本人のご希望に応じ、各活動への参加をしていただき、気分転換を図っていただくよう支援します。

(3) 健康への支援

一日3回の検温を行い、必要に応じて通院・服薬支援や血圧・体重測定等を行い、体調の把握に努めます。

(4) 他利用者とのコミュニケーション

本人の意思を尊重して、他利用者の方との関わりについて支援します。

3 健全な管理・運営

- (1) 的確な支援が出来るように研修会等に積極的に参加し、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。
- (2) 期間中を安全にご生活いただけるよう、受け入れ時には、ご本人、福祉事務所、医療機関と連携を図り、新型コロナウイルス感染症をはじめ、各種感染症等を把握し適切に支援を行います。

令和6年度 グループホーム「みんなのいえ」 事業計画

1 実践目標

グループホーム「みんなのいえ」を利用しているお客様が、円滑かつ様々なサービスを活用しながら自立した潤いある地域生活を営むことができるよう、支援することを目指します。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、お客様が継続して地域生活を送れるよう次の項目について事業内容を定め、支援を効果的に行います。

名 称	定 員
みんなのいえ	4 名
みんなのいえ久保田	5 名
みんなのいえ陣場	3 名

(1) お客様の相談支援について

サービス管理責任者またはサービス提供職員（世話人）は、お客様の生活全般に関わる相談支援を行い、お客様が安心してご生活いただけるように支援します。また、苦情解決の取り組みとして週一回（月曜日）相談窓口を設けるとともに、相談内容によってはバックアップ施設である郡山せいわ園の苦情解決システムを活用しながら連携を図り、迅速な問題解決にあたります。

(2) 健康と食事の支援について

- ① 生活習慣病予防や肥満の防止のため、世話人と一緒に献立を考えながらバランスの摂れた食事を準備します。また、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携し、歩行運動や筋力維持トレーニングなど運動の機会を設け、お客様が健康で元気にご生活いただけるように支援します。
- ② 署託医の診察や定期健康診断（年2回）等から病気の予防・早期発見・治療に努めます。また、緊急時など医療機関等への通院支援が必要な場合、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携して隨時対応にあたります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症を予防するため、マスクの着用、手指の消毒、こまめな手洗い、うがいの励行に努め、1日4回の検温チェックを行います。また、感染情報の提供と予防の徹底、意識の高揚に努めます。万が一、感染者や感染の疑いが見られた場合には感染症対策マニュアルにそって迅速な対応にあたります。

(3) 外出や外泊の支援について

地域の社会資源の活用を通して、ショッピングや旅行等の実体験的な支援を行い、地域生活の更なる充実を目指します。また、感染症への対応など必要に応じて職員が買い物を代行するなど支援に努めます。

(4) 地域生活等の支援について

個々の趣味等の幅を広げ潤いのある生活を送っていただけるよう、随時情報提供に努め、必要に応じた地域資源の活用について積極的に支援します。

(5) 地域社会との交流について

地域社会とのつながりを図っていくために、町内会の活動への参加について支援します。また、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携し、地域小学校等との交流の機会を提供できるように努めます。ただし、新型コロナウイルス等感染症拡大中は自粛いたします。

(6) 緊急時の対応について

- ① グループホーム「みんなのいえ」を利用されるお客様の、日々の安全を守るために、これまで通り、セコムホームセキュリティシステムを活用し、安心してご生活いただけるよう支援します。
- ② 定期的に、非常時に備えた諸訓練及び火気取り扱いの徹底等を行ない、災害防止に対する意識の高揚について支援します。
- ③ 病気や災害等の緊急時には迅速に対応できるよう、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携を図るとともに連絡体制を明確にし、随時支援に努めます。
- ④お客様の身体・生命の安全を最優先に行動できるように、災害発生時等における業務継続計画（BCP）の作成・見直しを図り、正確な情報集約と判断が出来る体制を構築し、業務の優先順位の整理、計画を実行出来るよう普段からの周知、訓練、研修に努めます。
また、各協力機関との連携を明確にし、速やかな連絡体制の構築に努めます。

(7) バックアップ施設との連絡調整について

日中活動の場として郡山せいわ園が実施している保護施設通所事業に参加し作業訓練支援や地域交流活動等が行えるよう、担当職員等と連携を密に図り、個別支援計画を踏まえた統一した支援に努めます。

(8) 財産等の日常生活に必要な援助について

グループホーム「みんなのいえ」を利用されるお客様の財産等については、入居時にお客様の意向を踏まえ、財産等を委託される場合は原則的にサービス管理責任者が担当します。

3 健全な運営を行うために

多様化するニーズに対応し、的確な支援が出来るように、研修会等に積極的に参加し、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。

令和6年度 希望ヶ丘ホーム 事業計画

当施設は、“利用者本位のサービスの提供”と“信頼される施設づくり”をテーマに次の諸事項を通して、利用者の皆さん及び地域の皆さんに“しあわせ・よろこび・満足”そして“安心・安全・信頼”をいただける施設を目指し、鋭意努力してまいります。

I 実践目標

- 1 利用者の皆さんの基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・利用者の皆さんを独立した人格として尊重し、権利の擁護に最大限努めます。
- 2 利用者の皆さんの多様なニーズに応じたサービスを提供します。
 - ・利用者の皆さん個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョンの理念を踏まえ“ともに生きる”ための生活環境を構築します。
- 3 利用者の皆さんの安全・安心した生活が過ごせるように、災害・感染症予防に対応したサービスを提供します。
 - ・様々な災害に対応できるよう、職員一人ひとりが高い防災意識を持ちサービス提供に努めます。
 - ・施設職員であるという自覚や使命感を持ち、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大の予防に努めます。

II 重点事項

1 権利擁護について

ジェントルティーチング※1の考え方で、業務にあたり、虐待等の権利侵害防止や早期発見に努めるとともに、職員の意識向上を図り、常に利用者の皆さんの人格や権利を尊重し、安心・安全・安寧に生活が送れるよう支援します。また、様々な事例を参考に虐待防止の研修会を3ヶ月に1回開催し、利用者本位のサービスを提供します。

※1 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていくことで、ジェントルティーチングの4つの柱“安心と安全”・“人間的な関わりを持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

2 カイゼン活動について

- (1) 「利用者本位の福祉サービスの提供」の基本理念をしっかりと踏まえ、施設をあげて継続的に全員参加で、福祉QC活動を中心としたカイゼン活動に取り組みます。また、カイゼン活動の実践を通して、多様化するニーズへ迅速かつ効果的に対応できる人材育成に努めます。

- (2) 福祉 QC サークル活動を積極的に推進し、法人内の「福祉 QC」発表大会、「福祉 QC」全国発表大会や、日本科学技術連盟主催の QC サークル大会等に参加し、更なる向上を目指します。

3 新型コロナウイルス等感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス（感染性胃腸炎）等の各種感染症の予防に努めるとともに感染症マニュアルを定期的に見直し、全職員で感染症予防に最大限努め、安心・安全にご生活していただける環境作りに努めます。また、常に情報収集を行い、適切な対応が出来るように研修会を実施し、職員に周知徹底を図ります。

また、新しい生活様式を取り入れ、新型コロナウイルス感染症等への罹患を予防しながら、利用者の皆さんの活動の拡充（外出や短時間の買い物等）に努めて参ります。

III 事業内容

1 毎日を心豊かに自分らしくすごすために

- (1) 利用者の皆さんの身体状況やニーズについて、各職種間で連絡・調整・共有を図り、個別支援計画に反映させ、必要に応じて適切な介護サービスを検討し、支援します。また、生活自立支援の充実を図り、生きがいをもって生活していただけるように努めます。
- (2) 利用者の皆さんのが参加するクラブ活動や各種行事、レクリエーション等の充実を図り、「自分らしくいきいきと」をモットーに、生きがいの持てる、明るく楽しい生活が送れるよう支援します。班別活動を活性化し、利用者の皆さんの余暇時間の充実を図り、また ADL の維持や認知症予防に繋げ、楽しく元気に生活されるよう支援します。
- (3) 利用者の皆さんの自治会活動をより活性化し、利用者相互の親睦を図るとともに自律を促します。また、利用者主体の取り組みを推進し、豊かで潤いのある生活が送れるよう支援します。
- (4) 利用者の皆さんに各種委員会に参加していただき、皆さんのニーズを把握しサービスに反映させ支援します。

2 健康にすごすために

- (1) 利用者の皆さんに“健康にすごすことの大切さ”を理解していただき、その方らしく日常生活が送れるよう指定協力病院と連携を図り、健康健診等を年2回実施し健康管理に努めます。
- (2) 専門職（理学療法士、看護師等）による口腔体操や歩行訓練等のリハビリに努め、利用者の皆さんのが健康的に生活できるよう支援します。また、利用者の皆さんの様々な症状に対応するために、マニュアルを作成し、適切な対応が出来るように周知徹底を図ります。
- (3) 利用者の皆さんの体調面や精神面の変化等についても隨時、行政機関や家族等との連携を密に図り情報の共有に努めます。
- (4) 肥満気味の方には、毎日体重測定を実施し、看護師・栄養士と連携して肥満予防に努めます。
- (5) 脱水症状や尿路感染症予防のため、水分摂取量を把握とともに、環境整備（室温・湿度等）を行い、利用者の皆さんの体調管理に努めます。

3 おいしく、楽しく食事をするために

- (1) 安心しておいしい食事をしていただくために、衛生管理を徹底し、食中毒防止に努めます。
- (2) 利用者の皆さんの身体の状態に合せたバランスのよい食事を工夫・準備し、安全にお食事いただけるように努めます。
- (3) 食事の満足度向上を目的とした嗜好調査(年2回)を実施し、利用者の皆さんの嗜好や食事摂取状況の把握に努めます。また、厨房職員と情報を共有し、献立に反映することでより良い食事サービスの提供に努めます。
- (4) 食事委員会等で利用者の皆さんからご意見やご感想をいただき、楽しみにしていただけるような食事づくりに努めます。また食事や栄養に関する情報を提供するなど、食事への関心を高めていただけるよう努めます

4 家族および地域社会との交流のために

- (1) コロナ禍のため、面会等についてはリモート面会の他に、時間制限等を設け、交流を図れる様に努めます。
- (2) 地域社会との交流（地元小・中学校・各種ボランティアとのお手紙等）を積極的に促進し、地域社会の皆さんとの心のふれあいを育みます。但し、新型コロナウイルス等感染症の状況により、予定が変更する場合があります。
- (3) 広報誌やホームページ等をタイムリーに更新し、多くの方々に施設への理解・関心等を深めていただけるように努めます。また、施設の動画等を作成して、次世代を担う福祉専門職の育成や各種大学、専門学校等への働きかけに努めます。
- (4) 当施設入所希望の利用者の方ならびに関係機関等（介護サービス事業所、医療機関等）と連携を密に図り、施設をより理解していただくように努めます。

5 安心してご生活いただくために

- (1) 利用者の皆さんの身体・生命の安全を最優先に行動できるように、災害発生時における業務継続計画（BCP）を運用し、正確な情報集約と判断が出来る体制を確立させ、業務の優先順位の整理、計画を実行出来るよう普段からの周知、訓練、研修に努めます。
また、各協力機関との連携を明確にし、速やかな連絡体制の構築に努めます。
更に、利用者の皆さんの自衛消防組織を構築し、「自らの命は自らで守る」をモットーに利用者同士の避難誘導の訓練に努めます。
- (2) 福島県災害派遣福祉チームの活動や福島県災害応援協力ネットワーク会議、福島県総合防災訓練等に参加し、大規模災害に対応する体制作りをするとともに、災害発生時の福祉避難所としての役割をしっかりと果たします。また、福島県老人福祉施設協議会の災害時施設相互応援協定を職員間で確認し、大規模災害時の対応について迅速に行えるように訓練に努めます。
- (3) 地震・水害等を想定した訓練の実施や必要物品の確認等を定期的(5月、12月)に行います。

- (4) 地域の中でのセーフティネット機能を有する施設として、DVや高齢者虐待等の緊急避難者を積極的に受け入れ、様々な福祉ニーズを抱えた利用者の皆さんのが安心、安全、安寧に自分らしく生活出来るよう努めます。
- (5) 利用者の皆さんとともにKYT訓練（危険予知トレーニング）等を行い、危機意識を高め、転倒や交通事故、感染症や災害に対するリスク管理に取り組みます。
- (6) 毎月第1水曜日を環境整備の日とし、施設全体の環境美化、衛生管理に努めます。

6 利用者の皆さん・地域社会から信頼される施設を目指して

- (1) 福祉サービスの質の向上について

(別添 令和6年度希望ヶ丘ホームサービス提供システム参照)
「お客様に満足を 仕事に喜びを」のテーマのもと、虐待防止委員会や改善委員会等、活発な各種委員会活動を通して、コロナ禍でも、最大限の工夫をし、福祉サービスの質の向上に努めます。
- (2) 外部サービス型特定施設入居者生活介護事業の充実を目的とし、毎月1回介護サービス会議を実施し、質の高い介護サービスの提供に努めます。
- (3) 地域包括ケアシステムの一翼を担う施設として、要支援・要介護状態の利用者の皆さんとの多様なニーズに応えるために各サービス事業所と密に連携を図り、利用者の皆さんへの質の高いサービス提供に努めます。
- (4) 地区民生児童委員や各高齢者あんしんセンター、地域の老人クラブや消防団、各医療機関等との連携を図り、地域の福祉ニーズの把握をし、サービス提供に努めます。
- (5) 近隣の社会福祉施設（郡山市更生園、希望ヶ丘学園、希望ヶ丘保育所、郡山市希望ヶ丘児童センター、きらきらげんき保育園）とより一層の連携を図ります。

7 生活困窮者等の支援推進と社会貢献

- (1) にこやかサロンの運営について

法人独自の「にこやかサロン」を運営し、地域社会の中でひきこもりや何らかの支援を必要とする方々に対し、安心して参加できる居場所づくりを目指すとともに、民生委員等の地域協力者の方々や関係機関との連携を密にし、より一層地域のニーズに応えていけるよう努めて参ります。

- (2) 中間的就労支援の充実について

生活困窮者に対し、施設が中間的就労等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指す中間的就労支援事業について、平成27年度より取り組んでまいりましたが、今年度も新型コロナウイルス等感染症拡大の予防に努め、社会情勢を鑑みながら、取り組んでまいります。

8 将来を担う職員の育成について

- (1) キャリアパス制度※2 を運用し、法人施設の将来を担う活力ある職員の育成に努めるとともに、職員一人ひとりが個人の特性を活かし、さらに意欲をもって邁進できる環境作りに努めます。

- (2) 職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を支援・奨励すると共に、全国老人福祉施設大会や研究会議への参加、また東北ブロック老人福祉施設協議会養護老人ホーム研修会および、福島県社会福祉協議会研修センター主催の各種研修会に参加させ、その研鑽に努めます。
- (3) 郡山せいわ園、きらきらげんき保育園との情報共有を図り、職員の資質の向上に努めます。
- (4) OJT・Off-JT の活性化を図るとともに、専門的な知識や技術と豊かな人間性を備えた質の高い福祉人材の育成に努め、各個人のキャリアデザインを支援します。
- (5) 施設内研修（研修報告会・虐待防止等）の年間スケジュールを作成・開催し、情報共有化と職員全体のレベルアップに努めます。
- (6) 法人の「サービス管理室」「福祉 QC 推進室」「トータルプランチーム」「リスクマネジメントチーム」と連携を図り、職員一人ひとりの資質の向上とさらなるサービスの質の向上を目指します。
- (7) 地域社会の福祉ニーズを踏まえ、地域福祉推進の一翼を担い貢献できる人材の育成に努めます。

※2 キャリアパス制度とは

職員一人ひとりが当法人の職員として希望と誇り、使命感を持って働き続けることが出来るよう、職員の能力・資格・経験に応じた職位、階層等を定めるもの。また、キャリアパス制度を運用することにより、働きやすく働きがいのある職場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になることができる制度。

9 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

IV 業務実施計画

1. 日課表

6:30	起 床 ・ モーニングケア ・ 水 分 補 給	
7:30	朝 食 (2 部 で 実 施)	
8:00	検 温	
8:45	朝 の 体 操 ロビー ① ラジオ体操 第1・第2 ② 今 月 の う た	食堂 ① ラジオ体操 第1 ② 老 人 体 操 ③ 今 月 の う た
9:00	水 分 補 給 (職 員 か ら 声 掛 け で 摂 取 確 認)	
9:10	朝 の 集 い ① 口 腔 体 操 ② 理 学 療 法 士 に よ る リ ハ ビ リ 訓 練 ③ ズ ン ド コ 体 操 ④ 歩 行 運 動 (1 5 分 間)	
10:00～	水 分 補 給 (職 員 か ら 声 掛 け で 摂 取 確 認)	
	ク ラ ブ 等 諸 活 動 ・ 班 別 活 動	
	入 浴 (特 浴)※ 水 ・ 金曜日	
12:00	昼 食 (2 部 で 実 施)	
12:45～ 13:00	全 体 清 掃 (自 室 清 掃 を 含 む)	
13:00	検 温 ・ 血 壓 測 定 ・ 午 睡 前 に 水 分 補 給	
14:00	食 堂 に て 水 分 補 給 (職 員 か ら 声 掛 け で 摂 取 確 認)	
13:00～ 16:30	入 浴 (介 助 浴 ・ 一 般 浴)	
13:00～ 15:30	入 浴 (特 浴)※木曜日	
15:00	お や つ (2 部 で 実 施)	
16:00	ラ ジ オ 体 操	
16:30	食 堂 に て 水 分 補 給 (職 員 か ら 声 掛 け で 摂 取 確 認)	
18:00	夕 食 (2 部 で 実 施)	
19:00	処 置	
20:00	就 寝 薬 配 薬	
21:00	就 寝 ・ 水 分 補 給	

※春時間・冬時間で変更があります。

※音楽鑑賞クラブは毎週月曜日13:15～となります。

※おやつは月・水・金となります。

2. 週間日課表

	午前	午後
月曜日	身だしなみ確認（爪切り・髭剃り等）	一般浴・介助浴 音楽鑑賞クラブ
火曜日	余暇時間	内科診察（A）（B）（隔週） 特浴
水曜日	銀行日（第1・3週） 医療費集金日（第3週） 俳句クラブ（第2週） 大正琴クラブ（第4週）	一般浴・介助浴
木曜日	書道クラブ（第1・3週） 華道クラブ（第2・4週） リネン交換	銀行日（第1・3週） 心療内科診察（A・B） 赤ちゃん 特浴
金曜日	困りごと相談 手芸クラブ（第1・3週） 特浴 手洗い確認	一般浴・介助浴 感染症予防用品確認
土曜日	喫茶まごころ	映画鑑賞会（第4週）
日曜日	リネン交換	介護予防レクリエーションクラブ (第1・2・3週) 足浴

※春時間・冬時間で変更があります。

- ※理髪（隔月1回）
- ※理学療法士（月5回）
- ※避難訓練（月1回）
- ※自治会役員会・自治会全体会（月1回）
- ※イトヨーカドー移動販売（月1回）
- ※各クラブ活動（30ページ参照）
- ※買い物支援（月1回）
- ※食事会（月1回）

3. 生活・余暇等の支援

(1) 利用者の皆さん機能維持、増進のために、日々の健康運動に取り組みます。

	健 康 運 動 活 動 (リ ハ ピ リ を 含 む)	日 時
全 体	ラジオ体操・口腔体操 歩行運動等(15分間) ラジオ体操	毎朝8:45～ 10:00 毎日16:00～16:10
個 別	理学療法士のリハビリプログラムをもとに 椅子・平行棒等を活用しての運動	毎朝8:45～ 10:00

(2) 口腔ケアや、髭剃り、爪切り、毛染めができない皆さんに、整容の支援を行います。

(3) 小グループ(3～4名)で足浴等を行い、心身のリフレッシュを図ります。

4. クラブ活動

クラブ活動	目的	実施内容	実施日
手芸クラブ	指先を動かすことで、 身体機能の向上を図る	・廊下に展示する ・作成した作品を高齢者 作品展に出品する ・希望ヶ丘ホームの旗作りや 法被づくりを行う ・きらきらげんき保育園へ プレゼント作成	第1・3金曜日
華道クラブ	季節のお花を生けることで、四季を感じていただくとともに、心身の安定を図り、生きがいづくりにつなげる	・生けた作品を花の名や意味も そえて各フロアーや行事等に 展示する ・ドライフラワーや押し花 づくりを行う	第2・4木曜日
書道クラブ	書を通してこころの 平静を保つ	・高齢者作品展に出品する ・廊下に掲示する	第1・3木曜日
音楽鑑賞クラブ	音楽を通して、楽しい時間を過ごすとともに、口腔リハビリにつなげる	・施設内音楽交流会に参加する ・月に1回、楽器(ハンドベル・ ピアノ・大正琴等)を使い演奏し披露する。	毎週月曜日
俳句クラブ	俳句をつくり、詠むことで 認知症予防につなげる	・高齢者作品展に出品する ・地域作品展に出品する ・施設内に掲示する	第2水曜日
いきいきレクリエーションクラブ	運動器官の機能向上や脳の活性化を目的としたプログラムを実施することでの身体機能の向上を図る	・利用者の皆さん希望に沿った レクリエーション(ボッチャ、 かるた、将棋等)を実施する ・理学療法士が作成した リハビリメニューを実施する	第1・2・3 日曜日
大正琴クラブ	大正琴を通して、心身の安定を図るとともに、指先を動かすことでの機能維持を図る	・音楽交流会・各行事で披露する ・地域の発表会に参加する	第4水曜日

*年間行事予定表

月	行 事
4	さくらまつり お花見バスにて、名所めぐり
5	端午の節句
6	総合防災訓練 しょうぶ湯 ファッショショーン
7	身元引受人会議・七夕 施設内音楽交流会・日帰り旅行
8	納涼祭・スイカ割・ボッチャ大会
9	敬老祝賀会・十五夜
10	施設内輪投げ大会
11	もみじまつり 希望ヶ丘リサイタル ファッショショーン
12	ゆ ず 湯 クリスマス忘年会
1	新 年 会 団子ならし
2	節 分 梅まつり（健康まつり）
3	ひなまつり

※ 以上の事業計画については、新型コロナウイルス等感染症の状況により予定が変更する場合があります。

利用者の皆さんと職員

おいしく美味しい食事をするために、利用者の皆さんと職員等が委員会に
参加し、充実した食事つくりを自ら活動を行う。
施設内の環境整備に努めるとともに、製団生を送る上で誰もが気持ちよく
過ごせるよう施設全体の美化意象の向上に努める。
四季を通して健康で快適な生活を送れるよう支援し、国内外の環境衛生に
いきいき生活応援委員会

食事委員会
感染症対策委員会
環境整備委員会

施設内における感染症及び食中毒の防止に努め、積極的に施設内の衛生管理に
取り組み、安心・安全な生活の提供を目指す。

ケースカンファンレス委員会

ADL
ADLとは日常生活動作をいい、具体的には毎日の生活を営む上で必要な基本的な基
本動作のことで、食事、排泄、入浴着替えなどの身辺の動作であります。
これらの動作をADL委員会が個人別に定期的に調査する事で、リハビテー
ーションプログラムや日常生活においての目的・ケアプラン作成等に反映させて
いきます。

個別支援
新規老人ホームマップケーションを基に、利用者の皆さんお一人ひとりに
合わせたケアプランを作成する。
ケースカンファンレス定期的にカンファンレスを閲覧し、利用者の皆さんへのサービス提供の向上を
図る。

安全管理対策委員会

ヒヤリハット
施設内のリスク管理を行い、利用者の皆さんや職員に対して、危険意識を啓
発し、安心・安全な施設運営を目指す。
防火管理
消防設備器具等の点検整備を実施し、利用者の皆さんへのサービス提供の向上を
図る。
車両管理
車両管理の体制を行なう。
施設車両の点検整備を定期的に行ない、安全な車両管理を目指す。

職員

広報誌・年間誌（一年のあゆみ）の発行
希望ヶ丘ホームの状況や取り組みを、広報誌や年間誌を通して多くの皆さんに
ご理解いただく。
会員登録
利用者の皆さんにご満足いただけるサービスの提供を目指し、改善活動を行
なう。
QC推進
利用者本位のサービスの提供を目指し、サービスの現状を把握・検討し、サービスの向上を目指す。

スキルアップ委員会

研修
職員の主体的な能力向上のための研修を企画・運営する。
エチケット
職業人として望ましい態度、心構え、服装が出来るよう、マナー・エチケットの
徹底を図る。
QC推進
利用者の皆さんにご満足いただけるサービスの提供を目指し、改善活動を行
なう。
S5
整理・整頓・清潔・清掃・製造を推進し、きれいでムダのない施設を目指す。

ボランティア
ボランティアはいたゞく多くの方々に、利用者の皆さんとの交流を通じて希望ヶ
丘ホームの理解に貢献いたします。次世代を担う福祉専門職の育成を行なうとともに、養護老人ホームの理解を深め
ていくなど、社会福祉施設として地域社会の福祉ニーズに応えるうる福祉事業の開拓を行なう。

利用者の皆さんに ご満足いただける 福祉サービスの提供を

ADL

施設内における感染症及び食中毒の防止に努め、積極的に施設内の衛生管理に
取り組み、安心・安全な生活の提供を目指す。

キャラリアバス運営委員会
運営員一人ひとりが希望通り、乗船料金が適用し、働きやすさ働きがいのある職
場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になる活動を行う。

『地域のなかで 地域とともに
自分らしくいきいきと♪
を目指して!!』

職員一人人が働く喜びを 職場が活性化し

P Plan : 計画
C Check : 確認
A Action : 實施
※

A

C

P

令和6年度 希望ヶ丘訪問介護事業所 事業計画

当事業所は、“お客様本位のサービスの提供”を旨とし、次の諸事項を通して、要介護状態又は要支援状態にあるお客様に対して、きめの細かい介護サービスの提供を目指します。

I 実践目標

- 1 お客様の基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・お客様を独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - ・お客様が主体的に自己実現を図れるよう、できるかぎり支援します。
- 2 お客様の多様な福祉ニーズに応じた介護サービスを提供します。
- 3 お客様が安心してサービスを受けられるよう、職員の体調管理、感染症予防対策に努めます。

II 最重点事項

1 権利擁護について

- (1) ジェントルティーチング※1の考え方で業務にあたり、虐待等の権利侵害防止や早期発見に努めるとともに、職員の意識向上を図り、常にお客様の人格や権利を尊重し、安心・安全・安寧に生活が送れるよう支援します。
- (2) お客様本位のサービスを提供し、虐待防止の研修会を開催し虐待防止に努めていきます。

※1 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていくことで、ジェントルティーチングの4つの柱“安心と安全”・“人間的な関わりを持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

2 新型コロナウイルス等感染症への対応について

感染症マニュアル等を定期的に見直し、全職員で感染症予防に最大限努め、安心・安全にサービス提供できる環境作りに努めます。また、常に情報収集を行い、適切な対応ができるように研修会を実施し、職員に周知徹底を図ります。

III 重点事項

1 在宅福祉の充実と、地域に密着した介護サービスの提供

- (1) 地域の介護保険情勢やニーズの把握に努め、地域に貢献する在宅福祉サービスの推進及び拡充に努めます。

- (2) お客様へよりよい介護サービスを提供するために、関係市町村・高齢者あんしんセンター・地域の保健医療福祉サービス・介護サービス事業所等と綿密な連携、情報の共有を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) サービスの充実を図るために、毎月1回多職種との介護サービス会議を実施し、サービスの見直しを図り、質の高いサービスの提供に努めます。

2 より安全かつ快適な介護サービスをするために

- (1) お客様のニーズに沿った介護サービス計画を作成し、計画に沿ったサービス提供を行います。
- (2) 身体介護の提供にあたり、より安全かつ快適な介護サービスを提供するために、定期的な業務マニュアルの見直し及び業務改善を図ります。
- (3) 提供する介護サービスの評価やリスクの分析等を行い事故防止に努めます。
- (4) お客様のニーズに耳を傾け、その把握に努めます。
- (5) 月1回の会議にて、サービス提供について他職員間で情報共有し、改善点があれば速やかに検討し対応することに努めます。

3 健全な事業所運営をするために

- (1) 介護サービスの質の向上を目指すために
 - ① 苦情解決委員会の設置（お客様からの苦情を解決するシステム）
 - ② リスクマネジメントの取り組み（ヒヤリ・ハット事例の収集と改善、KYT（危険予知トレーニング）の徹底、個人情報保護を含む対応）
 - ③ 介護サービス評価の実施
 - ・介護サービスについてのお客様アンケート
 - ・職員のサービス評価（自己評価）の実施
 - ④ 虐待などの権利侵害防止と早期発見のための研修会の開催
これらの仕組みを有機的に活用し、より質の高い介護サービスを継続的に提供できる仕組みを作ります。「問題後追い」から「課題先取り」ができる仕組みづくりに努めます。
 - ⑤ 災害発生時における業務継続計画（BCP）を作成し、正確な情報集約と判断が出来る体制を構築し、業務の優先順位の整理、計画を実行できるよう普段からの周知、訓練、研修に努めます。また、各協力機関との連携を密に図り、速やかな連絡体制の構築に努めます。
- (2) 職員の資質を目指して
 - ① OJT・Off-JTの活性化に努め、職員の育成に努めます。
 - ② 職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を奨励します。
 - ③ 福島県社会福祉協議会研修センター主催等の各種研修会に積極的に参加し、職員の資質の向上および、お客様の多様化する福祉ニーズに応える職員の育成に努めます。

④ 具体的な研修計画（目標、内容、時期等）を定めた研修計画を作成し、その計画に基づいて実施します。

⑤ 定期的に介護技術についての勉強会を開催し、職員のスキルアップに努めます。

（3）事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとします。

① 日曜日から土曜日までとします。

② 営業時間は午前8時30分から午後8時30分までとします。ただし、営業日・営業時間以外でも状況に応じて対応可能な場合は対応します。

令和6年度 きらきらげんき保育園 事業計画

当保育園は、児童福祉法に基づき、保育を必要とするお子さまの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入園するお子さまの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場になることを目指します。

I 実践目標

- 1 お子さまの成長を支えながら、仕事をもつ保護者のみなさまを応援し、お子さまにも保護者のみなさまにもお役に立てる施設として、職員一同毎日の保育を進めます。
- 2 大切な乳幼児期の子育てを保護者のみなさまと保育園が手を取り合い、一緒に歩みます。

II 重点事項

- 1 保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下にお子さまの状況や発達過程を踏まえ養護と教育を一体的に行います。
 - 2 お子さまの属する家庭や地域との様々な社会との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て、家庭に対する支援等を行うように努めます。
 - 3 連携施設と協力し、お子さま及び保護者に対する支援等に努めます。
- 4 保育時間について
- (1) 通常保育の時間は、7時30分～18時30分までとします。(月曜日～土曜日)
・日曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休日です。
- (2) 延長保育の時間は、18時30分～19時30分までとします。(月曜日～金曜日)
・満1歳以上のお子さまを対象に、保護者の勤務状況等により利用可能です。

5 送迎について

送迎は保護者で行い、保護者以外の方の場合、必ず保育園へ事前に連絡を入れていただきます。連絡がなく、確認が取れないときは、お子さまを安易に引き渡しきれないことがあります。職員全員で周知、対応していきます。

6 保護者との連携について

- (1) 年に一回保護者の方と個別懇談を行い、ご家庭や保育園でのお子さまの成長や様子を共有するとともに、保育園への要望等をお伺いし、お子さまのよりよい成長につなげていけるよう努めます。
- (2) 保育園と保護者間における連絡手段をデジタル化し、緊急連絡や園からのおたよりを直接保護者へメール配信することで連絡漏れをなくし、情報を共有できるようにいたします。

7 健康診断について

- (1) 署託医による内科・歯科の健康診断を年2回春・秋にそれぞれ行います。
- (2) 発育測定を毎月行い、健康カードで測定の記録をお知らせいたします。

8 感染症について

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策マニュアルに沿った、新しい生活様式を実践し、職員全員で感染症予防に最大限に努め、安全・安心な保育を提供できるよう環境整備に努めます。
- (2) お子さまが感染症にかかった場合、出席停止期間または医師が登園して差し支えないと認めるまで、保育することができないため、病気の時や病気が疑われる場合は病院を受診し保育園へ預けられるかを確認して登園するよう保護者に周知徹底いたします。
- (3) 登園時に、お子さまの検温、朝の視診をしっかりと行い、体調の確認をいたします。
- (4) 空気清浄機・加湿器を稼働するとともに窓を開けて、園内の十分な換気を行います。また、玩具等の消毒を徹底し感染症予防に努めてまいります。

9 給食について

必要な栄養を摂取するとともにお子さまの体や心の成長・発育・健康の保持増進のために、楽しい雰囲気の中で望ましい食習慣や栄養・衛生についての知識を身に付けることを目的とします。0歳児の月齢別の離乳食、1・2歳児の食事は個々に合わせた給食を提供します。

- (1) 給食は完全給食とします。(主食・おかず・おやつ)
- (2) おやつは、10時・15時頃の2回です。
- (3) 味覚を育てるため、旬の素材を選び、素材の持つ自然な味を生かすように努めます。

10 アレルギー児の除去食について

- (1) アレルギー等のあるお子さまで食事等の面で対応が必要な場合には、かかりつけ医により、「食物アレルギーに関する指示書」を記入してもらい、保護者に提出をお願いします。
- (2) 健康と安全面から、お子さまの食物アレルギーに配慮した除去食等を提供し、細やかな対応に努めるとともに、誤配膳及び誤食等の発生予防に努めます。

11 緊急時の対応について

お子さまに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡いたします。

12 個人情報について

当保育園では、業務上知り得たお子さまおよび家族に関する情報については正当な理由がない限り第三者に漏らすことのないよう職員全員で周知徹底いたします。関係機関へ情報提供をするにあたっては、個人情報使用同意書を提出いただいたうえで提供いたします。

13 地域社会との連携

- (1) 地区民生児童委員等と連携を図り、地域ニーズの把握に努めます。
- (2) 近隣の社会福祉施設(郡山市更生園、希望ヶ丘学園、希望ヶ丘保育所、郡山市希望ヶ丘児童センター及び養護老人ホーム 希望ヶ丘ホーム)とより一層の連携を図ります。

14 職員の資質向上及び人材育成について

- (1) 専門的な知識・技術を高めるために、福島県保育士等キャリアアップ研修等の各種研修会に参加し、その研鑽に努めます。
- (2) 職員一人ひとりが保育実践や保育の内容に関する共通理解を図り協働性を高めていくように努めます。
- (3) 法人の「サービス管理室」「福祉QC推進室」「トータルプランチーム」「リスクマネジメントチーム」と連携を図り、職員一人ひとりの資質の向上とさらなるサービスの質の向上を目指します。

15 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

III 業務実施計画

1. 保育園の一日の流れ

	0歳児	1歳児	2歳児
7時30分		順次登園・検温・視診 持ち物整理・自由あそび	
8時	おむつ交換 睡眠(月齢による)	朝のうた 体操	朝のうた 体操
9時	おやつ	おやつ	おやつ
10時	あそび(室内外)	あそび(室内外)	あそび(室内外)
11時	給食 おむつ交換	給食	給食
12時			
13時	午睡	午睡	午睡
14時	おむつ交換 おやつ	おやつ 帰りのうた	おやつ 帰りのうた
15時			
16時		降園準備・順次降園 自由あそび	
17時			
18時			
19時30分		延長保育	

2. 年間行事予定表

月	行 事
4月	入園式 お花見
5月	端午の節句 保護者懇談会
6月	内科・歯科健診
7月	七夕会 水あそび
8月	夏まつり
9月	敬老祝賀会 総合防災訓練 お月見会
10月	内科・歯科健診 保育参観 ハロウィン
11月	七五三
12月	クリスマスお遊戯会
1月	子ども新年会
2月	節分 交通安全教室
3月	ひな祭り お別れ会 卒園式

※その他の行事として、毎月一回次のものがあります。

- ☆誕生会
- ☆避難訓練
- ☆発育測定
- ☆安全指導

3. 各種会議

- ・職員会議（月1回）
- ・職員全体会議（3月）
- ・給食会議（月1回）
- ・各種委員会：給食・保健・環境整備・広報・研修・安全（定例）

※ 以上の事業計画については、感染症等の状況により予定を変更する場合があります。